

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和4年8月4日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ダイレックス唐津和多田店

佐賀県唐津市和多田南先石4006番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NTT 西日本アセット・プランニング

代表取締役 盛山弘一

大阪府大阪府中央区今橋二丁目5番8号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年3月26日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,259平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 、 46台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 、 20台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 、 65.0平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 、 6.67立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 9時00分
閉店時刻 22時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
8時30分～22時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数
建物敷地南側及び西側 、 2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和4年7月25日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和4年 8月 4日から

令和4年12月 4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）に提出してください。